

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））

医療観察法の制度対象者の治療・支援体制の整備のための研究

平成30年度～令和2年度 総合研究報告書

指定入院医療機関退院後の予後に影響を与える因子の同定に関する研究

研究分担者 竹田康二 国立精神・神経医療研究センター病院

研究要旨：

1. 平成30年度～令和2年度において、全国31の指定入院医療機関と協働し、法務省保護局および保護観察所の協力を得て、指定入院医療機関退院後通院処遇に移行した対象者（通院処遇移行対象者）のうち本調査に同意の得られた者の予後調査を実施した。
2. 平成30年度、令和元年度は医療観察法施行時からの累積調査対象者の予後を報告した。
3. 令和2年度は、近年の通院処遇移行対象者の予後とそれに関連する因子を明らかにすることを目的として、直近5年間（平成27年7月16日～令和2年7月15日）に通院処遇に移行した対象者の予後を報告した。直近5年間の通院処遇移行対象者の重大な再他害行為率、死亡率、自殺既遂率、精神保健福祉法入院率などの主要な予後は、医療観察法施行時からの累積調査対象者の予後と比較して概ね同程度で推移していた。

研究協力者（順不同、敬称略）

山村 卓 国立病院機構花巻病院
坂本 蒼 同上
木村早智子 同上
白石 潤 国立病院機構北陸病院
今泉仁志 同上
岡島菜摘 同上
中根 潤 国立病院機構下総精神医療センター
野崎昭子 同上
鈴木寿臣 同上
是木明宏 同上
西岡直也 国立病院機構久里浜医療センター
野村照幸 国立病院機構さいがた医療センター
藤崎直人 同上
高橋未央 国立病院機構小諸高原病院
眞瀬垣実加 同上
東 宏明 同上

池田美穂子 同上
山本哲裕 国立病院機構東尾張病院
山下 健 国立病院機構榊原病院
中谷紀子 国立病院機構やまと精神医療センター
渡邊大輔 国立病院機構肥前精神医療センター
中山朝尋 同上
辻真理子 同上
樋口善美 同上
森田康正 同上
砥上恭子 同上
塚原宏恵 同上
佐藤和弘 同上
松山 快 国立病院機構菊池病院
川上奈都希 国立病院機構琉球病院
袈地 敬 同上
須貝孝一 山形県立こころの医療センター
間中一至 茨城県立こころの医療センター

—	
寺門里美	同上
宮田光博	同上
島田達洋	栃木県立岡本台病院
村嶋泰良	同上
山田竜一	群馬県立精神医療センター
三上智子	埼玉県立精神医療センター
門野淳子	同上
原田 誠	同上
山形晃彦	同上
荒川育子	東京都立松沢病院
瀬底正有	神奈川県立精神医療センター
山下 徹	山梨県立北病院
埴原秋児	長野県立こころの医療センター 一駒ヶ根
犬塚 伸	同上
鶴澤正寛	同上
福井将郎	同上
足立順代	同上
岸本道太	同上
小林憲子	同上
大橋 裕	静岡県立こころの医療センター —
平澤克己	愛知県立精神医療センター
粉川 進	同上
高木 宏	同上
羽瀧知可子	同上
山崎恭一	同上
中岡健太郎	同上
合澤 祐	同上
安 成根	同上
原野谷郁夫	同上
辻 里花	同上
柴崎守和	滋賀県立精神医療センター
松村直樹	同上

堀岡英紀	大阪精神医療センター
森田優季	同上
梅本愛子	同上
磯村信治	山口県立こころの医療センター —
石津すぐる	岡山県精神科医療センター
高尾 碧	島根県立こころの医療センター —
安藤幸宏	長崎県精神医療センター
瀧内小百合	同上
田中一敏	鹿児島県立始良病院
山田悠至	国立精神・神経医療研究センター病院
島田明裕	同上
大町佳永	同上
山下真吾	同上
平林直次	同上

A. 研究目的

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、医療観察法）」が施行され、15年が経過した。司法統計によると、この間に指定入院医療機関を退院し、通院処遇に移行した例は、2,347人と試算される¹⁾。

医療観察法医療は、豊富な人的、物的資源のもと、多職種協働による心理・社会的療法、指定入院医療機関と地域関係者によるケア会議などが実践されている。

本研究は、医療観察法入院処遇対象者の退院後の予後を把握すること、退院後の予後に影響を与える因子を検討することを目的にしている。

B. 研究方法

1. 調査対象

対象は、平成17年7月15日から令和2年7月15日までの間に、協力施設の全国31の指定入院医療機関に入院処遇となった対象者のうち、退院後、通院処遇に移行し、予後調査に同意の得られた者である。各医療機関の研究協力者から対象者に文書を用いて趣旨を説明し、本人から文書にて同意を得た。

2. 調査項目

1) 基本属性

対象者の退院時年齢、性別、精神科主診断、対象行為、退院日を調査した。精神科主診断の分類には、国際疾病分類第10版(ICD-10)を用いた。

2) 退院後の予後

- ・調査日（毎年7月15日時点）の処遇状況（継続、終了）
- ・通院処遇終了時の状況
- ・再他害行為の有無と内容
- ・自殺企図（未遂、既遂）有無と内容
- ・通院処遇中の精神保健福祉法による入院の形態、期間、理由

3) 社会生活状況

- ・指定入院医療機関における退院前のアルコール・薬物問題の認識の有無（以下、対象行為前アルコール・薬物問題歴）
- ・通院処遇期間中のアルコール・薬物摂取の有無と内容
- ・居住形態（家族と同居、単身生活、グループホームなど）
- ・退院後利用した医療・社会福祉資源
- ・就労
- ・生計

3. 調査方法

毎年8月頃、法務省保護局総務課精神保健観察企画官室から全国の保護観察所に本調査について周知していただいた。各指定入院医療機関において、対象者の氏名を記入したアンケート用紙を用意し、送付先の保護観察所ごとに封筒に入れ封をし、国立精神・神経医療研究センター病院（以下、当院）に送付した。当院で、保護観察所名で分け直し、一括して全国の保護観察所へ発送した。この方法により、対象者の氏名が各指定入院医療機関以外の者の目に触れることがないようにした。

保護観察所において、社会復帰調整官が、調査日時点の対象者の予後情報を記入し、各指定入院医療機関に返送した。指定入院医療機関、当院、保護観察所間の郵送にはレターパック®を使用した。

各指定入院医療機関で、氏名等の個人情報情報を削除して匿名化したうえで、対象者基本属性情報および予後調査結果を記入した電子ファイルを、パスワードを設定して当院に送付し、当院にてデータ解析を行った。

4. データ解析

再他害行為、自殺企図、医療観察法再入院処遇、精神保健福祉法入院などの予後や居住、就労などの社会生活状況について解析を行った。解析にはSPSS®を用いた。統計上、 $p < 0.05$ を有意とした。

令和2年度の報告では、直近5年間に通院処遇に移行した対象者を通院処遇開始年度で分類した（例えば2020

年度は2019年7月16日～2020年7月15日)。

(倫理面への配慮)

本研究は国立精神・神経医療研究センター倫理委員会より承認を得て実施している(承認番号B2020-031)。

C. 研究結果

1. 直近5年間の通院処遇移行対象者

1) 基本属性

平成27年7月16日～令和2年7月15日に通院処遇に移行した研究対象者は651名(男性475名、女性176名)であった。平均年齢は男性47.0歳、女性48.1歳であった。通院処遇終了者の平均観察日数は933日であった。精神科主診断では、F2が518名(79.6%)、F3が73名(11.2%)、F1が36名(5.5%)の順で多かった。また男性はF2が有意に多く、女性はF3が有意に多かった。対象行為は、殺人229名(35.2%)、傷害225名(34.6%)、放火148名(22.7%)の順で多かった。男性では「傷害」と「強制性交等または強制わいせつ」の割合が、女性では「殺人」と「放火」の割合が有意に高かった。

対象行為前アルコール・薬物問題歴を認めた対象者は190名(29.2%)であった。また通院処遇期間中のアルコールの有害な使用・依存状態は21件(3.2%)、違法薬物の有害な使用・依存状態は10件(1.5%)認めた。

2) 再他害行為

重大な再他害行為は7名7件認めた。「その他、上記に当たらない軽微な他害行為」は15名25件認めた。「全ての再他害行為(重

大+その他)」は21名32件認めた。重大な再他害行為の累積発生率は1.3%/3年であり、全ての再他害行為の累積発生率は4.1%/3年であった。

対象行為前アルコール・薬物問題歴あり群は「全ての再他害行為」が有意に発生しやすかった。

3) 死亡・自殺企図

通院処遇期間中に、12名(男性8名、女性4名)が死亡していた。死因は自殺が最多(5名)であり、次いで病死(4名)、事故死(2名)の順であった。累積死亡率は2.8%/3年であった。

自殺企図(未遂を含む)は、13名13件に認められ、そのうち死亡(既遂)した者は5名であった。自殺既遂の累積発生率は1.0%/3年、自殺企図の累積発生率は2.7%/3年であった。

4) 医療観察法による再入院

通院処遇期間中に医療観察法による再入院処遇となった対象者は15名(男性14名、女性1名)であった。再入院処遇となった対象者の通院処遇開始時の平均年齢は38.1歳と若く、また15名中9名で対象行為前アルコール・薬物問題歴を認めていた(いずれもCox比例ハザード分析(単変量)で有意差あり)。

5) 精神保健福祉法入院

通院処遇期間中、262名(40.2%)が精神保健福祉法による入院をしていた。累積入院発生率は33.4%/1年、46.4%/3年であった。調整入院(医療観察法入院処遇終了と同時に精神保健福祉法入院)は90名(13.8%)認めた。

通院処遇開始後1年間のうち、対象者が精神保健福祉法入院をしていない平均期間

は316.6日(86.7%)であった。地域生活開始後1年間(調整入院群は、調整入院から退院後1年間)の平均地域生活日数は351.2日(96.2%)であった

地域生活開始後1年平均地域生活日数に関連する因子を調べたところ、対象行為前アルコール・薬物問題歴あり群は、問題歴なし群と比較して有意に地域生活日数が短かった(330.0日 vs 345.8日, Mann-Whitney U検定)。

D. 考察

平成30年度、令和元年度は医療観察法施行時からの累積調査対象者の予後を報告した。そこでは、重大な再他害行為の累積発生率は国内外の類似先行研究と比較して低い水準で推移していることなどを明らかにした。

医療観察法医療が施行され15年が経過した。この間、医療観察法医療体制も大きく変化した。そこで令和2年度は直近5年間に通院処遇に移行した対象者に絞って解析した。

直近5年間に通院処遇に移行した対象者に関する結果を、令和元年度まで実施した累積調査対象者に関する結果と比較すると、重大な再他害行為、自殺既遂、自殺企図、精神保健福祉法入院、いずれの発生率も概ね同程度であった。したがって、医療観察法医療における通院処遇移行対象者の予後は、近年も大きな変化なく推移していると考えられた。

地域生活開始後1年間の平均地域生活日数は一般精神医療における精神病床退院後地域生活日数に関する研究の結果(316日)²⁾と比較して高い。一方で、調整入院期間

も含めた通院処遇開始後1年間の平均地域生活日数は一般精神医療における精神病床退院後地域生活日数と同程度である。また調整入院群では一度も地域生活に移行せずに処遇終了となるケースも確認されている。今後、調整入院群に関する対策が必要であると考えられた。

対象行為前アルコール・薬物問題歴あり群が、「すべての再他害行為」「医療観察法病棟再入院処遇」の発生や、「地域生活開始後1年間の平均地域生活日数」の短さといった複数の結果との有意な関連が見られた。今後、対象行為前のアルコール・薬物問題歴がどのように退院後の予後に影響を与えるのか調査を進める必要がある。

E. 結論

医療観察法が施行され、15年が経過した。近年、通院処遇に移行した対象者の重大な再他害行為率、死亡率、自殺既遂率、精神保健福祉法入院率などの主要な予後の発生率は、累積調査対象者を対象とした報告と比較して概ね同程度で推移していた。

調整入院群や対象行為前アルコール・薬物問題歴あり群に対する今後の調査と対策の構築が重要と考えられた。

F. 研究発表

1. 論文発表

- 1) Takeda K, Sugawara N, Matsuda T, et al. Mortality and suicide rates in patients discharged from forensic psychiatric wards in Japan. *Comprehensive Psychiatry* 95:152131, 2019
- 2) Takeda K, Sugawara N, Yamada Y, et al.

Employment-Related Factors of Forensic Psychiatric Outpatients with Psychotic Disorders. Neuropsychiatric Disease and Treatment 15:3341-3350, 2019

2. 学会発表

- 1) Koji Takeda, Takako Nagata, Norio Sugawara, et al. Recidivism and suicide rate of patients discharged from forensic psychiatric wards in Japan. IAFMHS CONFERENCE ANTWERP 2018, ANTWERPEN, JUN 14 2018.
- 2) 竹田康二, 河野稔明, 山田悠至, 小池純子, 藤井千代, 平林直次: 指定入院医療機関パフォーマンス指標と通院処遇予後調査から見えてくる医療観察法医療の現状. 第15回医療観察法関連職種研修会, 熊本, 2019.9.28
- 3) 竹田康二, 山田悠至, 松田太郎, 柏木宏子, 永田貴子, 岡田幸之, 平林直次: 医療観察法における転帰. 第115回日本精神神経学会, 新潟, 2019.6.21
- 4) 竹田康二, 松田太郎, 島田明裕, 菅原典夫, 岡田幸之, 平林直次: 通院処遇移行対象者の地域生活の現状と課題. 第115回日本精神神経学会, 新潟, 2019.6.21
- 5) 竹田康二: 医療観察法対象者の予後. 第116回日本精神神経学会学術総会, Web開催, 2020.9.29

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

1) 謝辞

本調査にあたり多大なる御協力をいただいた法務省保護局精神保健観察企画官室の小林淳雄企画官、江口義則専門官をはじめとした皆様、全国保護観察所の皆様、および全国の医療観察法病棟スタッフの皆様のご協力に深謝致します。

参考文献

- 1) 裁判所ホームページ 司法統計
http://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search
- 2) 奈良県立医科大学 公衆衛生学講座ホームページ 精神病床退院後地域生活日数の公表
http://www.naramed-u.ac.jp/~hpm/pdf/seishinpdf/1B_days_seishinbyosho.pdf